

●香川県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年8月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成24年 5月28日	香生施 380	合田 佳史 さぬき市志度554番地16	ふせいし接骨院 高松市伏石町2056番地6	柔道整復
平成24年 5月31日	香生施 381	國岡 良徳 丸亀市城東町2丁目13番3 号	全快堂整骨院 丸亀市山北町168番地	柔道整復
平成24年 5月31日	香生施 382	國岡 良徳 丸亀市城東町2丁目13番3 号	全快堂はり灸院 丸亀市山北町168番地	あん摩・マッ サージ